平成２９年（フ）第７０１５号
東京都中野区江原町２丁目25―12―105
債務者　栗原　貞子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０２０号
東京都府中市押立町１丁目16―14　グリーンハイツ車返南１―504
債務者　村田佐季子（旧姓四方）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７４号
神奈川県横須賀市長沢４丁目29番７号コートハウスＣ
破産者　特定非営利活動法人あしたば訪問介護センター
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５１号
三重県松阪市大黒田町414番地19、前住所三重県松阪市黒田町７番地２
破産者　大槻マリテスこと大槻マリテス　トラボットこと　トゥラボットオオツキ，マリテス
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２８号
三重県松阪市郷津町191番地
破産者　**𠮷**村　誓夫
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２９号
三重県松阪市郷津町191番地
破産者　**𠮷**村　郁子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１５５７号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3308番地１
破産者　株式会社高尾工業
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４７号
福岡県糟屋郡新宮町大字的野595番地の18
破産者　岡本電気株式会社
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６１号
福岡県古賀市青柳511―１
破産者　前田物産貿易有限会社
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９号
福岡県久留米市大石町34番地１
破産者　アステップ経営パートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３０号
横浜市南区南吉田町２―17―34長谷川ビル２Ｆ
破産者　株式会社アイデント
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８１号
東京都渋谷区代々木２丁目23番１号ニューステイトメナー1102
破産者　株式会社ニュー・スター・インターナショナル
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７９号
横浜市神奈川区菅田町1638番地19
破産者　株式会社雫栄総業
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３０号
名古屋市南区大磯通５丁目15番地の１
破産者　株式会社ドリームポケット
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
最後の住所　新潟県上越市柿崎区柿崎7402番地14
破産者　亡中嶋大相続財産
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５２号
福岡県糸島市板持116番地６　グループホームリーフ、開始決定時の住所福岡県糸島市香力887番地６
破産者　岩崎　重樹
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１０号
福岡市東区香椎１丁目７番37―201号
破産者　秋月　秀治
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８９号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目68番地　アーバンハウスＡ201号
破産者　吉田　秀人
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部